

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

浪江町長 吉田 栄光

市町村名 (市町村コード)	浪江町 ()
地域名 (地域内農業集落名)	加倉 ()
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年2月16日 (第 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・3.11東日本及び東京電力福島第一原子力発電所の事故が重なり、住民のほとんどは避難先が生活の拠点となった。避難指示が解除された後も町内には戻れず、避難先から浪江町へ通いながら農地の維持管理・耕作を行っている通作者及び農作業を受託している農家が増えている。

・「加倉の稲穂たなびく田園風景を再生する。」という目標を掲げて復興組合を設立し、地区の農地は地区で守っていくという考えの者が多く、まとまりのある地域であることが強みである。

【地域の基礎データ】

担い手農業者:1個人、団体経営体(法人・集落営農組織等)4経営体
主な作物:水稲、玉ねぎ、花き、長ネギ、飼料用作物、新市場開拓米など

(2) 地域における農業の将来の在り方

・集落全体で営農が持続・発展していく体制づくりを固めていく。

・担い手不足解消のため法人化し、地域全体での営農を進めていく。

・大型農業機械を導入することによって作業の効率化と省力化を図りつつ、将来において外部人材や新規就農者の確保にもつながるほ場整備事業について早期に実施する必要がある。

【加倉地区のスローガン】

みんなであつこう緑の輝き

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	60 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	56 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、用途区域内の農地は転用可能な農地であることから保全・管理を行う区域とし、借りたい希望があれば用途区域の説明をしつつ対応していく。また地域内の「家畑」については、農地所有者の自己管理とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地区の担い手農業者を中心にゾーニングを図りながら集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域計画に定めた10年後の地域の農業や在り方を実現していくため、安定した長期の借入を目的として地域全体の農地を農地中間管理機構に貸付けを行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手農業者のニーズを踏まえ、農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)を活用し、農用地の大区画化等のためのほ場整備事業をR6年度から実施する予定である。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
浪江町・浪江町農業委員会・福島経営・就農支援センター・相双農林事務所双葉農業普及所・JA福島さくら・福島県相双復興推進機構・福島県農業振興公社等の関係機関が連携し、町内外からの多様な経営体の参入にあたり、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて農作業委託を活用

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ被害が拡大しないよう耕作するほ場に適した防護柵を設置するとともに、目撃情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。宅地周りにある果樹・樹木に関しては、イノシシ等が寄り付いてしまわないように町の事業を活用して伐採対応した。
 ⑩担い手が未定の農地については、地域計画だより等を農地所有者へ発送し、所有農地の適切な維持管理を周知していく。